平成２１年（フ）第３１１号
茨城県石岡市柿岡2716番地
債務者　梅澤　コウ
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３１８号
茨城県つくばみらい市西ノ台22番地17
債務者　天野　賢二
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３２９号
茨城県土浦市永国東町46番25号　パークシティ土浦
債務者　坂本　英代
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３３２号
茨城県桜川市真壁町亀熊164番地35
債務者　飛川すみ子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第４５号
栃木県芳賀郡益子町大字前沢922番地　高橋住宅１号棟
債務者　檜山　清広
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第４６号
栃木県芳賀郡益子町大字前沢922番地　高橋住宅１号棟
債務者　檜山　有紀
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第４７号
栃木県真岡市小林763番地２　市営三ノ宮団地Ｃ―35号
債務者　豊田　清美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第７２５号
埼玉県川越市大字萱沼2612番地13
債務者　森　由美子（旧姓元木）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７４９号
埼玉県狭山市富士見１丁目５番13号　ヴィラ富士見201
債務者　下川　祐人
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１１６号
千葉県茂原市高師375番地１
債務者　小川　洋二（旧姓三橋）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
千葉県茂原市高師375番地１
債務者　小川智津子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
千葉県茂原市木崎688―２、住民票上の住所千葉県長生郡長生村驚81番地７
債務者　下田　和俊
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
千葉県勝浦市興津1658番地
債務者　吉野　博之
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
千葉県茂原市東部台２丁目９番地10　グリーン東部台１号
債務者　市尾　智代
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第２５６号
千葉県匝瑳市平木3665番地４
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第７２５号
川崎市幸区小倉1310番地４　小倉第３　１―103
債務者　中山　秀代
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
富山県砺波市太郎丸228番地１　ロイヤルガーデン砺波Ｄ棟103号室
債務者　松岡しげ子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第９７号
岐阜県高山市下切町950番地１
債務者　田村ひろ子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係